

平成 27 年度 第 2 回帯広市緑化審議会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 26 日（木）10：00～12：10
- 2 場 所 帯広の森・はぐく一む（南町南 9 線 49 番地 1）
- 3 出席委員 天内委員、石川委員、伊藤委員、澁谷委員、高橋委員、辻委員、
常本委員、鳥本委員、中田委員、久永委員、松田委員、三日市委員
渡邊委員 13 名
(欠席：大矢委員、野水委員 2 名)
- 4 事務局 福島部長、鈴木調整監、石塚課長、谷澤公園管理担当課長、大林課
長補佐、金山公園管理担当課長補佐、鈴木係長、小丹枝主任、田中
係員、追杉係員、関根係員
【スポーツ振興室】西尾スポーツ振興主幹、泉施設担当主幹

5 議事概要

(1) 報告事項

- ・帯広市緑化審議会の概要について

(事務局より内容説明)

特になし

- ・緑の基本計画の概要について

(事務局より内容説明)

委員長 7 章の緑化重点地区について、もう平成 27 年だが候補地をいつまでに緑化重点地区に指定したいという考えはあるのか。現在指定されている鉄南地区、稲田・川西地区のモデル事業はもう終わりで次に進むのか、まだモデル地区として完成されていないのか。

事務局 現在、緑化重点地区に鉄南地区と稲田・川西地区の 2 地区を指定し事業を進めているが、火防線の整備も終わって間もないということもあり、計画期間内については当面このまま事業を進めていく。候補地の 3 地区については、具体的にいつまでに緑化重点地区に指定するという考え方は持っていない。しかし、緑化重点地区の指定にこだわらず、緑が足りない部分については、現状行っている様々な事業も行いながら、引き続き施策を進めていきたい。

委員 6 章の施策の中にある、慶事記念樹贈呈事業の内容を知りたい。以前私の町内会の周年事業で、公園に市からいただいた桜を植えたが、町内の事業とかではなく、個人にも苗木をあげているのか。

事務局 住宅を新築された方、子どもが生まれた方、小学校に入学した方にそれぞれ案内チラシを配付する。みどりの課で引換券を申請し、その引換券を持って業者に引換に行くと、苗木と交換できる制度である。

- 委員 市民の方はわかっているのか。記念樹をもらえるということは、もっと知らせていただければと思う。
- 事務局 対象者全員に、制度案内のチラシを配付している。
- 委員 8章の管理・運営の方向性に「1. 時代に対応した管理・運営」とあるが、少子高齢化で今まで街区公園でよかったものがほとんど利用されなくなり、それを廃止して近隣公園にする等、施策の中に見直しをしながらやっていくというのは入っているのか。
- 事務局 今のところ都市公園法等で統廃合というのではない。今後、国の施策等でそういうところが出てきた場合、見直しをしながらやっていくことも考えていかないといけないと思う。公園の再整備は、子どもがいなくて高齢の方も使っていくような使い方に変更していきたいという話もあり、地域の声を聞きながら行っていきたい。
- 委員 8章の「2. 市民協働による管理・運営」で、地域人たちは高齢化でなかなか体が動かないというのもある。その辺の協働の仕方は、力仕事なのか、地域の皆で考えて力仕事は業者でできるのか、そういう柔軟性は持っているのか。
- 事務局 近隣公園以上は指定管理者制度を活用して管理しているが、地域の身近な街区公園は地域の方をお願いしている。地域の方の声を聞きながら、今後どういう形で進めていくかという話も出てくるが、地域に根差した公園ということもあり、できるだけ地域の方に関わっていただきたいという話をしている。
- 委員 街路樹の剪定の基準というものはあるのか。最近はずごく剪定がきついところがあるが、なぜあんなに剪定しないといけないのか。ある程度マニュアル化された指針を持っておかないと、要望がある都度対応して木を切ることになる。市に委託されて作業する業者は、なぜこんなに枝を切るのかと思う。工事費膨らませるためにというような悪意を感じるようなこともある。それには剪定基準をきちんと設けたうえで、剪定を発注するべきだと思う。
- 委員 街路樹が裸になってしまい、来年春になったら芽が出るのかと思うほど切られてしまって、可哀想に思うことがある。植えた木は大きくなるし、北海道は秋になったら葉が落ちる。そうすると、落葉樹などは近所の狭い所に入り込んで、この木は邪魔だから切れと言われて切ってしまう。この季節風土の中でどういう管理がいいのか。近所には、肥料にするのにビニール袋に詰めて、落ち葉を持って行っている人もいる。一つは裸になるまで切るか。それから十勝の気候風土の中で、秋になると葉が落ちるのは当たり前なのだが、それをどのように見るか。また、資料の中にもいくつも書いてある「人と自然が共存できる環境づくり」は非常に難しいが、そんな中でやはり緑を大切にしていかなければいけない。葉が落ちるからという近所の苦情があり、自宅に植えた木を1本切るのに3万円以上かかった。植えた木は大きくなるが、自己管理も含めてどうしたらいいのか。

事務局 街路樹の管理は、平成25年に策定した「帯広市街路樹維持管理指針」に沿いながら行っている。剪定の頻度は樹種によって違う。強剪定は、専門家の意見を十分に聞き、木が枯れないところで剪定をしている。落ち葉の関係は、道路にあるものは道路清掃でやっているが、民有地内のもは皆さんにお願いしている。木を切ってくれという話はあるが、落ち葉も資源ということも話しながら、剪定等で落ち葉の量を少なくするという形で説明させていただいている。

委員 なぜ強剪定をするのかわからない。強剪定することで、木がだめになる。緑づくりの方向性の中に「緑の中にまちがあり、人と緑が共存する環境」とあるが、まさにそのとおりで、やはり緑がないとだめである。緑の中にまちがあるような環境だとしたら、強剪定というのをどのように考えているのか。

また、街路樹を植えるにあたっては、交差点には最初から植えない等の基準があるのか。道路を開発するときに必ず街路樹を植えるが、交差点の近くに無計画に植えて、後で信号が見えない等で伐採している。

枯れ葉の問題だが、枯れ葉が大変だから木を切るのではなく、枯れ葉を地域の方が活かす方法や、協働で作業する方法を、行政として提案しなければいけない。一緒に管理する仕組みづくりを作って、枯れ葉はみんなで共同作業したら、清掃事業課が持って行ってくれるとか、しっかり情報伝達をすれば、もっと木を切らないで済むことがあると思う。緑豊かにするために協働で物を管理したり、様々な連携をして、どうすべきかということを考えていただきたい。

事務局 街路樹について、確かに過去には交差点の近くに植えてある木が、大きくなって伐採しまったという事例もある。しかし、現在そういったことがないように、交差点付近や中央分離帯には、見通しが悪くなるため植えないようにしている。平成25年に街路樹管理指針を作ったというのは、当初植えた成長した木を今後どう守っていくかということで、やはり適切な剪定をしなければ被害を及ぼす。近年でも異常気象や突風等で、かなりの街路樹が倒木の被害を受けた。そうしたことを防ぐためにも、適切な管理ということで剪定している。

また、資源の話は現在、庁内の関係各課でも、資源化する様々なことを試みている。みどりの課でも剪定枝を受け入れ、それを堆肥化する。落ち葉もモデル地区にご協力いただき堆肥化する。そういったことをやりながら、市民の皆さんに緑は資源だという意識を持ってもらうことが大事だと思っている。落ち葉は資源になり、腐葉土を作って、それを自分の畑に還元していけば、また緑づくりに役立つ。そういうサイクルづくりを更に進めていきたい。

委員長 確か、清掃事業課のほうで市民ボランティアに登録すればごみ袋を頂けて、街路樹の葉を入れてごみに出せるという制度もあると思うので、そういう

制度を活発に広報活動していただきたい。併せて、この緑化審議会が出た意見は、みどりの課のほうから他の課にも共有していただき、こういう意見が繁栄されるように対応していただきたい。

委員 落ち葉はやっかいものではなくて、有効な資源として活用すべきだと思う。私の町内会は、持てる地区として市の方から落ち葉を腐葉土の堆肥にするボックスを頂き、何回かみんなで集まって作業し、作った腐葉土を花壇にすき込む。花壇コンクールで最優秀賞もいただいている。木があれば落ち葉が出るのはあたりまえなので、みんなが協働でやれば、できないことはない。

委員長 堆肥作りのパンフレットを作る等、市民ができる落ち葉の活用法を検討していただきたい。

(2) 協議事項

・帯広市新総合体育館の整備運営に向けた取り組みについて

委員 近隣公園である現啓北公園を廃止して、街区公園にするという意味合いは何なのか。総合体育館付近には住宅地や住居というのがあまりないような気がするから、現啓北公園は近隣公園ということで、誘致距離500m以内、面積2haのある程度広い範囲の公園なのだと思う。それを街区公園の誘致距離250m以内、面積0.25ha内の人たちが集えるような公園にするというやり方をするのであれば、廃止した後に、体育館敷地は公園の中に体育館を造るという思想のもとに、全体的に緑も配置するようにやっていくという方法もあると思う。1つの例として、とかちプラザは公園と建物を一体的に設計して、南公園の中にとかちプラザが入っている。街区公園にしてただ公園を戻すために規模も縮小してやるという、その辺の考え方についてお聞きしたい。

事務局 近隣公園は、誘致距離500m以内の地域の皆さんが集う公園という形であるが、現在地域で利用されているということもあり、街区公園は地域に必要なだと考えている。体育館用地を十勝川水系の河川緑地として入れていくということで、都市緑地という位置付けになる。公園には都市公園というまた別な見方があり、地域にも都市公園という、緑地はあるけど公園が必要だということで、いろいろ協議させていただき、そこに公園を配置するという形で話を進めている。

委員 都市緑地の網の中に、都市計画で街区公園を決定したのか。

事務局 都市計画決定とは別である。

委員 1つの地区に網が2つかかるということか。

事務局 街区公園も含む体育館敷地の区域の中に、まず街区公園が都市公園として、規模は縮小する中で計画決定する。その他については、十勝川水系緑地に編

入するということになり、体育館本体自体は十勝川水系緑地の中にある。別途、街区公園は都市公園として、緑の基本計画に位置付けられているため、近隣と街区公園の差異はあるが、存置するという考え方である。

委員 都市緑地でなく、都市計画決定の公園と都市緑地が入ってくる。であれば、なぜそんなことするのか。街区公園に決定しないで、全部河川緑地という解釈で整備はできないのか。街区公園に指定すると一体の整備ができず、街区公園と総合体育館の機能がマッチしない。2500㎡程度のもので立体的に整備したら、景観的にも良いし、物としても見栄えはつくれる。もし、近隣公園を廃止するのであれば、街区公園に都市計画決定を新たにするのではなくて、公園という緑地の中に体育館を造るという思想のもとに、ちゃんとした緑地を取ればいいのか。

また、配置を見ると、街区公園は保留地みたいな形で、ここに造る必然性がないような気がする。敷地内の計画をするために、現総合体育館南側に街区公園を取った。街区公園を北側とかには取れないと思う。この街区公園を取ったって、最終的に駐車場用地が、現体育館を壊した時に、駐車場が必要だから、空いた土地に街区公園を造る。ただ単にそういう形の配置に見えるので、そういう考えの街区公園であれば、全体の中に緑地という考え方でやるべきだと思うので、検討いただきたい。

事務局 あくまでも近隣公園、街区公園というのは、地域に住んでいる方が歩いて行ける公園ということで、地域の方が利用できる公園という考え方で配置している。単純に啓北公園を廃止して、じゃあ設けなくていいのかという話にもならない。全く居住者が誰もいなければ、廃止してどこかの公園と統合ということも考えられるが、少なくとも居住者はいるので、体育館のための公園ではなく、地域のための公園ということで、規模は縮小するが配置するという考えのもとで残している。もう1つは、最終的には街区公園自体、公共事業でやるのか、体育館のPFI事業者が街区公園を整備するのかというのは現在協議中であり、方針はまだ出ていない。位置だけは市の方で決定して、後はPFI事業者の方で事業をやるという方向性で進めている。なぜ南東角地に配置するのかという話もあるが、体育館の奥の方に配置すると、体育館利用者でない公園利用者は、奥まで歩いていけないといけないという不便さもあるため、道路に面した利用しやすい場所に配置している。

委員 今は全然市民目線でない。市民はそこが都市計画決定された公園だろうが関係ないし、整備思想や財源の事情も関係ない。全体としての敷地の中で市民が利用できるような空間をつくってほしい。市民は使いやすく、心地良い空間であれば誰でも利用する。そういうものを造れるのかどうかを検討はできないのか。

事務局 これは都市計画に絡む問題もあり、北海道の都市計画等、いろいろと協議す

る中で、公園というものは存置するべきと決断している。ある程度レイアウトを決めたところだが、「体育館利用者並びに周辺住民に使える公園」というのがコンセプトにある。今後PFI業者がどのような提案を出してくるかわからないが、街区公園にそういった体育館の外構を含めた敷地の一体利用というような提案に期待していける部分もある。

委員 現状の啓北公園の中にある緑が、体育館を建てたらなくなる。体育館を建てて云々じゃなく、緑の中に一体化した体育館があるのがいいと思う。市の基準の中に、業者に委託するにあたって、木を移植する場合の見積もりは査定しているのか。基準を持ってほしい。今まである緑はどうするのか。私は、緑は移植してほしいと思っている。都市計画というのは、既存の緑をどうやって保全するか、当然その辺を踏まえての体育館構想を考えなければいけない。今ある緑がなくなって、新しい街区公園がすごく小さい4分の1で、それで避難場所をつくと緑が置けない。

事務局 ここには元啓北小学校、その後は第一中学校と、学校があった当時に植えられた大きな木がある。中には、公園造成のために植えたものもある。極力そういったものを、短絡的に工事に支障があるから切るということではなくて、ある程度移設可能なものはそうすべきだという考えは持っている。また、体育館になったら周り全部コンクリートになるかと言うと、そういった建築敷地面積について、緑化協議制度というのを設けており、駐車場確保の問題もあると思うが、協議の中で極力緑を植えていただくなど、木の喪失分はそういった制度を活用した中で、確保していきたい。

委員 植樹すると伸びるまでに10年20年かかる。そういうことを考えると、今ある木を移植する方法を重点的に考えるべき。そのためには1本移植するのにいくらかかるのか、きちんと基準を設ける必要がある。それを必ず落とし込んで、見積出すときに入れてもらう形で、積算できるような形をとらないと、ざっくばらんにこれは大変だから切った方が早いということになると思う。そのへんはやはり残すものは残す基準というのは大事だと思うので、それは明記すべきだと思う。何本残さないといけないとか、どの木をどう残すかというのを含めて、総合的な考え方で体育館を設置すべきだと思う。

事務局 歴史のある木が多いという現況の中で、やはり生き物なので伐期もある。また、緑を守るためにどこまで費用負担をすべきかという問題と、技術的に可能かどうか。そういったものも総括的に判断する必要はあるかと思う。

委員長 緑化審議会では啓北公園の廃止をやめろということとはできない。そこで、今の委員からの意見は、先ほどの中で都市計画の変更ですとか、PFIを持って行くときにはみどりの課からも、公園の今後の緑の方策について意見聴取もあるので、今出たような意見を付帯させていただき、答申ではないが、協議の場にもっていく

ということでよいか。その中で緑資源が近隣公園から街区公園に落ちるので、その資源の確保ということと、十勝川水系の河川緑地に取り込むということで、緑の確保もしたい。そのときに、貴重な木の移植も含めたPFIに持って行っていただき、街区公園は都市計画法の方でやらないといけないことなので、効率的に街区公園に落とさないといけないということもある。

また、建物を造るときに、敷地面積に応じてどれくらい緑を残さないといけないという緑化協議制度があるので、緑化協議の内容を設計の中に入れていただき、緑の構築の方法、イメージも緑化審議会が出た意見を市の事務局でくんでいただき、その中で活用していただくということでよいか。

これ以上のことは、来年度の5月頃に、募集要項や公園整備の概要説明で、今言ったような意見を盛り込んで提示していただく。来年度11月の意見聴取で、その経過を提示していただき、パブリックコメントの中で最後改めて市民の声として出していただければ、いろいろな意見が集約されかと思うので、そういうことで活用してもらいたい。

以上